

件名	飛騨エアパークの利用について
受付日	令和5年4月12日
ご意見・ご提案の概要	<p>飛騨エアパークの使用申請が煩雑なため、手続きを簡略化して利用促進してほしい。</p> <p>また、タービンエンジン用航空燃料を配置すれば、小型航空機のハブ飛行場になるのではないかと。</p>
県の考え方	<p>飛騨エアパークは、一般の空港とは異なり、農産物の空輸を目的とする航空機の離着陸を行うために設置された農道離着陸場です。その使用に当たっては、地方自治法及び岐阜県公有財産規則に定める行政財産の使用許可手続が必要であり、具体的には、「飛騨エアパーク管理要綱」に基づいて、使用許可申請書の提出など必要最小限の手続をお願いしているものですので、ご理解ください。</p> <p>また、上記の設置目的にかんがみ、タービンエンジン用航空燃料の給油が可能となるような施設の改修等を行う予定はありません。</p>
担当課	農政部 農地整備課